

睦沢町告示第10号

睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業について、総合評価方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年3月9日

睦沢町長 田中 憲一

記

1. 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 事業名称

睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業予定地

千葉県長生郡睦沢町上市場 1500

(3) 敷地面積

約 34,759 m<sup>2</sup>

(4) 本事業の対象となる施設

本事業で対象となる施設は、以下のアからウに掲げるものとする。

ア 睦沢中学校校舎（以下「新校舎」という。）

イ アに掲げるもののほか、敷地内に設置する工作物

ウ ア及びイに係る外構

また、本事業では、上記施設の整備に加え、事業予定地内の既存プール等の解体・撤去（アスベスト対策を含む。）を行うものとする。

なお、既存の体育館及び柔剣道場・食堂棟、技術教室棟は、校舎棟と比較して耐震改修からの経過年月が短いことに加え新校舎の配置に大きな影響を与えないことから、当面は使用を継続するものとする。

また、本事業終了後に別途で既存校舎棟の解体、部室/体育倉庫・防災備蓄倉庫/屋外倉庫・渡り廊下の建設及び外構整備を行う。ただし、これらは新校舎の配置等に関連することから、配置計画までは本事業に含めるものとする。

#### (5) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

##### ア 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動・騒音測定等）
- ② 本施設の設計業務（プール・部室・倉庫の解体、一部外構含む）
- ③ 部室/体育倉庫・防災備蓄倉庫/屋外倉庫・渡り廊下、外構の配置計画
- ④ 近隣対応業務
- ⑤ 電波障害調査業務
- ⑥ 本事業に伴う各種申請等の業務（完成後の施設の登記を含む）
- ⑦ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

##### イ 建設・工事監理業務

- ① 起工式
- ② 建設業務
- ③ 什器・備品等の調達・設置業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 既存プール等の解体・撤去業務（アスベスト対策を含む）
- ⑥ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ⑦ 電波障害対策業務
- ⑧ 事後調査業務（近隣調査等）
- ⑨ 既存什器・備品等の移設業務
- ⑩ 開校に必要な準備（パンフレット作成（500部）、施設に係る利用説明書等）
- ⑪ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

#### (6) 事業方式

本事業は、本町が事業者と締結する設計建設工事請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う方式（DB：Design Build）により実施する。

#### (7) 事業期間

本事業の事業期間は、設計建設工事請負契約締結日より令和11年3月末日までとする。

## (8) 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、3,042,511,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

## 2. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

### (1) 入札参加者の構成等

入札参加の構成等は、以下のとおりとする。

ア 入札参加者は、単独企業または複数の企業で構成する共同企業体とし、当該単独企業または共同企業体を構成するものを構成員という。

イ 入札参加者から直接業務を受託する者を協力企業という。

ウ 入札参加者のうち共同企業体の場合は、すべての構成員の担当業務（設計、建設及び工事監理）を明らかにすること。また、参加表明書の提出時に代表企業及びその他の構成員の名称を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

エ 入札参加者が共同企業体を組成する場合、代表企業は、共同企業体構成員が的確に業務を実施するように、共同企業体構成員の業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。また、代表企業は、共同企業体構成員が分担するコスト管理、要求水準の確認及び技術提案の確認などの管理を行うこと。

オ 共同企業体の方式は、甲型・乙型のいずれも可とする。ただし、設計業務を行う者、建設業務を行う者及び工事監理を行う者はそれぞれ単独企業または甲型JVとすること。

カ 代表企業は、すべての構成員中最大の出資割合を負担するものとする。

キ 構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできないものとする。ただし、協力企業は、他の入札参加者の協力企業になることができるものとする。

ク 入札参加者もしくは協力企業には長生郡市内に本店、支店、営業所その他これらに類する事業所を有する企業を、1社以上含めること。

### (2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業及び構成員のうち設計、建設、工事監理の各業務を行う者は、アからウに示す各業務を行う者の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、工事監理業務は、建設業務を行う者と同一者又は資本面若しくは人事面において関連のある者が実施してはならない。

## ア 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、③の要件は、少なくとも1社が該当すること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 千葉県及び本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 平成 28 年 3 月 31 日から令和 8 年 4 月 1 日までの間に完了した、延べ面積（増築の場合は、増築部分の面積に限る。）3,000 m<sup>2</sup>以上の官公庁が発注した小学校又は中学校の新築又は増築工事における基本設計業務及び実施設計業務実績を有していること。

## イ 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、③及び④の要件は、少なくとも1社が該当すること。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ② 千葉県及び本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 令和 8・9 年度睦沢町建設工事等入札参加業者資格者名簿における建築一式工事経営事項審査の評点が 1,000 点以上であり、かつ千葉県内に本店、支店、営業所その他これらに類する事業所を有すること。
- ④ 平成 28 年 3 月 31 日から令和 8 年 4 月 1 日までの間に完了した、延べ面積（増築の場合は、増築部分の面積に限る。）1,500 m<sup>2</sup>以上の官公庁が発注した小学校又は中学校の新築又は増築工事实績を有していること。

## ウ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、③の要件は、少なくとも1社が該当すること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 千葉県及び本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 平成 28 年 3 月 31 日から令和 8 年 4 月 1 日までの間に完了した、延べ面積（増築の場合は、増築部分の面積に限る。）1,500 m<sup>2</sup>以上の小学校又は中学校の新築又は増築工事における工事監理実績を有していること。

### （3）入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ウ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- オ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしている者。
- カ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- キ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- ケ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に本町から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- サ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ・株式会社 建設技術研究所
- ・株式会社 北村大作建築設計事務所
- ・株式会社 学校文化施設研究所
- ・シリウス総合法律事務所
- ・永井公認会計士事務所

シ 「睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、委員の公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

ス 最近1年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者(直近による)。

セ 入札参加者で、他の入札参加者として参加している者。ただし、協力企業として本事業に参加しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。また、本町が事業者との設計建設工事請負契約書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。

ソ 睦沢町暴力団排除条例(平成24年睦沢町条例第4号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

#### (4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

#### (5) 入札参加者の変更

代表企業の変更は認めないが、構成員については、資格・能力等の面で支障がないと本町が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当窓口

入札手続についての本町の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

睦沢町総務課 担当：市原

住 所：〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1

電 話：0475-44-2516

F A X：0475-44-1729

E-mail：soumu3@town.mutsuzawa.chiba.jp

なお、入札説明書等の内容について、電話での直接回答は行わない。

#### (2) 入札に関する手続

入札に関する手続きは、以下のとおりとする。

ア 入札公告、入札説明書等の公表

令和8年3月9日（月）に、本公告と併せて入札説明書等を本町ホームページ上で公表する。

イ 入札説明書等に関する説明会等

入札説明書等に関する説明会を以下のとおり開催する。なお、参加希望者は、「入札説明書等に関する説明会及び現地説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、令和8年3月19日（木）午後5時までに、担当窓口にてEメールにより提出すること。

① 入札説明会

日時：令和8年3月23日（月）午後1時30分から午後3時まで

会場：睦沢町役場（睦沢町下之郷 1650-1）

② 現地説明会

日時：令和8年3月23日（月）午後3時30分から午後4時まで

会場：千葉県長生郡睦沢町上市場 1500

ウ 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望する者は、事前に担当窓口にて連絡すること。

① 閲覧期間：入札公告の日から入札及び提案に係る書類の受付締切日まで

（閉庁日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

② 閲覧場所：担当窓口

エ 入札説明書等に関する第1回質問・回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間：入札公告の日から令和8年4月3日（金）午後5時まで

② 受付方法：「入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、担当窓口にてEメールにより提出すること。

③ 回答：令和8年4月下旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

オ 入札説明書等に関する第1回個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本町と事業者との個別対話を実施する。

① 開催日：令和8年4月14日（火）、15日（水）

② 開催場所：睦沢町役場（睦沢町下之郷 1650-1）

③ 参加資格：入札に参加を予定している者とし、参加人数は現地参加を3名以内とする。な

お、共同企業体の組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の現地参加人数は合計で5名以内とする。

- ④ 受付期間・方法：「第1回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、令和8年4月3日（金）午後5時までに、担当窓口にてEメールにより提出すること。日時等の詳細については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- ⑤ 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、4月下旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

#### カ 入札説明書等に関する第2回質問・回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：第1回質問への回答の日から令和8年5月8日（金）午後5時まで
- ② 受付方法：「入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、担当窓口にてEメールにより提出すること。
- ③ 回答：令和8年5月下旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

#### キ 参加表明書及び資格審査書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び資格審査書類を以下の期間に提出すること。参加表明書及び資格審査書類の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

- ① 受付期間：令和8年5月26日（火）から令和8年6月1日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 提出場所：担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：入札説明書に添付する提出書類（様式集及び作成要領「Ⅰ.入札参加資格審査」を参照）
- ⑤ 提出部数：様式集及び作成要領「Ⅲ.提出書類の作成要領（2）1」を参照

#### ク 入札説明書等に関する第2回個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本町と事業者との個別対話を実施する。詳細な開催日時については、本町ホームページにおいて公表する予定である。

- ① 開催日：令和8年6月8日（月）
- ② 開催場所：睦沢町役場（睦沢町下之郷 1650-1）
- ③ 参加資格：共同企業体の組成を予定している複数社で出席するものとし、参加人数は現地参加を5名以内とする。
- ④ 受付期間・方法：「第2回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、令和8年6月1日（月）午後5時までに、担当窓口にてEメールにより提出する

こと。日時等の詳細については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。

- ⑤ 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、6月中旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

#### ケ 入札書類審査及び提案に係る書類の受付期間、場所及び方法

入札書類審査及び提案に係る書類を提出する入札参加者は、関係する書類を以下の期間に提出すること。期間内に提出しなかった場合は、入札に参加できない。

- ① 受付期間：令和8年6月26日（金）から令和8年7月2日（木）までの平日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 提出場所：担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：入札説明書に添付する提出書類（様式集及び作成要領「Ⅱ.入札書類審査」を参照）
- ⑤ 提出部数：様式集及び作成要領「Ⅲ.提出書類の作成要領（2）2」を参照
- ⑥ なお、入札を辞退する者は、様式集及び作成要領「様式 3-1 入札辞退届」を、令和8年7月2日（木）午後5時までに、担当窓口まで提出すること。提出方法は持参とする。

#### コ 入札の手順

- ① 提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ② 入札参加資格審査書類が全て揃っている入札参加者の資格等が本町の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ③ ①、②の参加資格を確認し、審査結果を書面により令和8年6月12日（金）までに随時郵送する。参加資格を有するとされた者については、合わせて参加受付記号を通知する。
- ④ 参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札書類審査に関する書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ⑤ 入札書類審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の提出書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- ⑥ 開札は、入札参加者の立会の上行うものとする。
  - a. 開札日時：令和8年7月上旬（予定）
  - b. 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- ⑦ 入札書に記載する入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格を記載すること。入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が、契約額の上限（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えている場合、失格とし、その場で当該入札参加者に通告する。なお、全入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。

- ⑧ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。なお、価格評価点の算定においては、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を対象とする（落札者決定基準を参照）。
- ⑨ 本町は、別に公表する落札者決定基準に基づき、選定委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する
- ⑩ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和8年8月上旬までに決定通知を行う。

#### サ ヒアリング等の実施

本町は、入札参加者に対し、令和8年8月上旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、代表企業に別途通知する

### 4. 入札参加に関する留意事項

#### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

#### (2) 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

#### (3) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

#### (4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本町が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

#### (6) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されてい

る権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却するものとし、返却費用は入札参加者負担とする。

(8) 本町からの提示資料の取扱い

本町が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加者の備えるべき参加資格のない者がしたもの

イ 入札価格のないもの

ウ 入札参加者が明瞭でないもの又は入札価格を判読できないもの

エ 入札参加者の記名押印がないもの又は住所の記載のないもの

オ 入札価格を訂正したもの

カ 虚偽の記載があるもの

キ 1つの入札について同一の者から2つ以上の入札書類が提出されたもの

ク 入札書類の受付期間締切までに到達しなかったもの

ケ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに談合したと認められるもの

コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められるもの

サ 予定価格を上回る価格を提示したもの

シ 入札保証金の納付が必要な場合に、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの

ス 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの

セ その他入札に関する条件に違反したもの

(10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

5. 落札者の決定

#### (1) 落札者の決定

本町は、最優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

#### (2) 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

#### (3) 提案概要資料の作成

落札者決定後、落札者は本町の町民説明用に提案概要資料（A3版2枚程度を想定）を作成すること。詳細は、落札者決定後、本町との協議によるものとする。

### 6. その他

#### (1) 契約の条件

本町と落札者は、落札者決定後、速やかに仮契約の締結を行う。また、睦沢町議会（以下「町議会」という。）の議決を要するため、当該仮契約は、町議会での当該仮契約の締結に係る議案の議決を経て本契約となる。ただし、本町は、当該議案が町議会で議決されなかった場合、本町の事由による場合を除き、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

#### (2) 契約の解除

落札者決定後、本契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、本町は当該仮契約を締結せず、又は解除することがある。

#### (3) その他詳細

詳細は、この入札公告に合わせ、別に公表する入札説明書及びその関連書類による。